明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○内閣府設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき平成二十六年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件
（**内閣官房・内閣府・復興庁**一）　1

○租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項の規定に基づき特定投資事業有限責任組合契約を指定した件（**内閣府・経済産業**六）　10

○租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件第三条第一項の規定による届出に関する件（**同**七）

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示
（**財務**三六五～三六八、三七一）

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**三六九）　11

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
（**同**三七〇）

○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件
（**経済産業・環境**一〇）　13

○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ほかの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件
（**同**一一）　14

○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ほかとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件（**同**一一一）　15

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　16

特殊法人等
独立行政法人労働安全衛生総合研究所平成二十五年度財務諸表、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、東日本高速道路株式会社工事開始、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分関係　17

地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　四二

会社その他　四三

会社決算公告　五五

告　示

内閣官房
内閣府
復興庁
告示第一号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十七条第二項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第二十条第二項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十五条第二項の規定に基づき、平成二十六年十月一日現在の行政機関の組織を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

1 内閣府
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
内閣官房副長官 3
内閣府副大臣 3（復興副大臣の職を兼ねる副大臣を除く。このほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。）
内閣府大臣政務官 3（このほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。）
事務次官

1 本府
内閣府審議官 2

A内部部局
大臣官房［官房長、総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官、審議官18（併任の者を除く。うち2は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。）、参事官9（併任の者を除く。うち3は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。）、総務課、人事課、会計課、企画調整課、政策評価広報課、公文書管理課、政府広報室、厚生管理官］
政策統括官 7［参事官42（併任の者を除く。）］
賞勲局［総務課、審査官 3］
男女共同参画局［総務課、調査課、推進課］
沖縄振興局［総務課、参事官 4］
B重要政策に関する会議
経済財政諮問会議
総合科学技術・イノベーション会議
国家戦略特別区域諮問会議
中央防災会議
男女共同参画会議
C審議会等
宇宙政策委員会
民間資金等活用事業推進委員会
官民競争入札等監理委員会
事務局
食品安全委員会
事務局
子ども・子育て会議
独立行政法人評価委員会
公文書管理委員会
障害者政策委員会
アルコール健康障害対策関係者会議
原子力委員会
地方制度調査会
選挙制度審議会
衆議院議員選挙区画定審議会
国会等移転審議会
事務局
統計委員会
情報公開・個人情報保護審査会
事務局
公益認定等委員会
事務局
再就職等監視委員会
事務局
退職手当審査会
消費者委員会
事務局
沖縄振興審議会
規制改革会議
税制調査会
D施設等機関
経済社会総合研究所
迎賓館
E特別の機関
北方対策本部
北方対策副本部長
金融危機対応会議
民間資金等活用事業推進会議
子ども・若者育成支援推進本部